

(2) 保存方法の決定

出生の記録の保存方法を決めましょう。記録や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコンに電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるように、整理して保存しましょう。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」(p48)を参照してください。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

牛の場合

- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り込まれている「出生の届出」の控えを活用することができます。また個体識別番号により家畜改良センターのデータベースを参照することでも構いません。

基本 | 取組事例1：交配や分娩の記録を出生の記録として活用

酪農業では、後継牛を育成するためにみずから農場で人工授精を行い、子牛を生ませる場合があります。

酪農家 A さんの農場では、どの母牛に人工授精したか、種付けが完了した日、分娩予定日をノートに記録しています。分娩日には、野帳に分娩日と出生した子牛の雌雄の別をメモしておき、後日、母牛の人工授精の記録と同じ行に、出生の記録として、野帳の記載内容を転記しています。人工授精と分娩の記録を合わせて行うことで、「いつ、どの出生元（母牛）から、どの素畜（子牛）が」出生したか、記録されます。出生した子牛へ付ける個体識別番号も併せて記録することで、素畜の識別の記録にも活用できます。なお、この農場では、牛は多くの場合が1頭ずつ出産するので「どれだけ」は記録していません。

【牛の人工授精と分娩記録を活用する例】

肉用牛生産業における、素畜（子牛）の出生記録

母牛番号	種付日	分娩予定日	出生日	雌雄	個体識別番号
521	H27.1.24	H27.10.30	H27.10.31	♀	15*** 39***
195	H27.1.24	H27.10.30	H27.11.1	♂	13*** 46***
	H27.1.26	H27.11.1	H27.11.3	♀	13*** 48***
551	H27.2.18	H27.11.23	H27.11.22	♀	15*** 39***
587	H27.2.18	H27.11.23	H27.11.22	♂	15*** 39***
385	H27.3.5	H27.12.22			
428	H27.3.8	H27.12.25			

②どの出生元から

①いつ

③どの素畜が

4.2 入荷の記録

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



「入荷の記録」には、①いつ（入荷日）、②どこから（入荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

畜産業にとっては素畜、飼料・医薬品が入荷品です。仕入れた素畜（子牛、子豚、ひなだけではなく、育成された導入牛や採卵鶏などの動物も含まれます）だけではなく、飼料（配合飼料、単味飼料、食品残さなど。自家配合の原料も含まれます）や医薬品（獣医師からの動物用医薬品指示書がなければ購入できない要指示医薬品も含まれます）についても「入荷の記録」に取り組みます。

飼料となる作物や食品残さ等は無償で譲り受ける場合も「入荷の記録」に取り組みます。

（1）記録様式の決定

入荷についての既存の伝票（入荷伝票、納品書、送り状）や台帳（仕入台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目には、素畜の場合は品種名（牛の場合は個体識別番号）を記載します。飼料・医薬品は商品名を記載します。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票や台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「入荷の記録」の記録様式になります。

【入荷先からの販売明細を活用する例】

養鶏業（食鳥）における素畜（ひな）の入荷記録

販売明細			
①いつ	出荷日： 2015年 9月 15日	②どこから	出荷者名：〇〇育成農場
	出荷先名：〇〇〇農場		配送業者名：△△運送
③何を	品種名	納品数	平均体重
	チャンキー（雌雄無選別）	28,300	
	チャンキー（オス）	3,300	
	チャンキー（メス）	3,200	
	備考（ワクチン等）		
	合計	34,800	48g
			④どれだけ

**One Point!**

【複数の事業所がある場合は、「どこへ」も重要】

複数の事業所（農場等）を持っている場合は、上記の基本4項目に加え、「どこへ（入荷した事業所や農場の名称または記号）」を加えた5項目の情報を記録します。

（基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票や台帳の様式を改めます。納品書のように、入荷先が伝票を作成している場合は、必要な項目を記載するよう、入荷先に依頼しましょう。

入荷先と現金取引をしていて伝票が発生しない場合でも、記録を残しましょう。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票や台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p10（様式①-1）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

**One Point!**

【入荷・検品時の照合】

入荷先から受け取った伝票や送り状等の書類を「入荷の記録」とする場合には、「入荷の記録」に記載された情報（特に品名や数量）と実際の品物とが一致しているか確認します（照合）。

入荷・検品時の照合は、基本的な業務の一つですが、トレーサビリティのために正しい記録を残すという観点からも、重要な作業ですので、確実に実施しましょう。

牛の場合



・BSE の発生を防止するため、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」では、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿）には、動物由来たん白質を含む飼料を給与することが禁止されています。

酪農業、肉用牛生産業では、飼料の入荷・検品の際に、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」に記載がある「A 飼料」「反すう動物用飼料専用」または「牛用飼料専用」などの表示や伝票記載があるか、確認しましょう。

（2）保存方法の決定

入荷の記録の保存方法を決めましょう。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p48）を参照してください。

4.3 出荷の記録

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



「出荷の記録」には、①いつ（出荷日）、②どこへ（出荷先）、③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）、④どれだけ（数量）という基本4項目がすべて記載されていることが必要です。

有償・無償にかかわらず、堆肥および堆肥の原料となる副生物（糞尿、敷きわら等）を提供する場合、繁殖活動を終えた母豚、廃牛、廃鶏を食肉用として出荷する場合や自家生産した飼料を出荷する場合も、「出荷の記録」に取り組みます。

（1）記録様式の決定

出荷についての既存の伝票（出荷伝票、納品書、送り状など）の控えや台帳（出荷台帳など）を集め、基本4項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名・品種、牛の個体識別番号）」の項目については、品種または品種を特定できる品名、牛を出荷する場合は個体識別番号が基本です。

（基本4項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票の控えや台帳に、すでに基本4項目が記載されている場合は、それが「出荷の記録」の記録様式になります。

【出荷先へのお荷明細書を活用する例】

養豚業における、肉豚の出荷記録

出荷明細書

出荷先名 〇〇〇〇 △△センター

出荷日	2015年10月13日		
農場名	〇〇農場		
運送会社名	△△運送株式会社		
車No.	954	運転者	〇〇

品種	数量	と畜日	病歴/薬品使用状況	摘要
LWD	36	2015年10月14日	なし	

上記のとおり、出荷します。

（基本4項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票の様式を改めます。出荷先が記録を作成している場合は、必要な情報を記載するよう、出荷先に依頼しましょう。

1つの様式だけで4項目すべてがそろふ必要はありません。たとえば伝票に出荷先が明記されていなくても、契約書・精算書等の様式で特定できれば十分です。

**One Point!**

【複数の事業所がある場合は、「どこから」も重要】

みずからが複数の事業所（農場等）を持っている場合や、出荷に関わる物流業務を第三者に委託している場合には、上記の基本4項目に加え、「どこから（出荷した事業所や農場の名称または記号）」を加えた5項目の情報を記録します。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票の控えや台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11（様式①-2）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

（2）記録の保存方法の決定

出荷の記録の保存方法を決めましょう。

伝票の控えや台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p48）を参照してください。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

**One Point!**

【畜ふんや堆肥についても「出荷の記録」に取り組むことが重要】

家畜や畜ふん中には、リステリア、0-157 などの腸管出血性大腸菌、サルモネラなどの食中毒菌が含まれていることが知られています。農業者が、生の畜ふんやそれらを原料とした未熟堆肥を農地に散布した場合、作物への内部侵入や農産物へ土が付着するなど、食中毒菌の汚染リスクが生じます。これらの食中毒菌は、加熱以外の殺菌がきわめて難しく、加熱調理せずに食した場合、食中毒の原因となる可能性があります。

もちろん農産物や食品の安全は、農業者や食品製造業者らに責任がありますが、堆肥等に起因する問題が発生した場合の原因究明や合理的な再発防止策の検討に役立つ可能性があるため、「出荷の記録」に取り組むとよいでしょう。なお、肥料取締法では、肥料を生産した事業者が肥料の販売業者等に販売する場合、「出荷の記録」に取り組み、2年間保管することが義務づけられています（同法第27条）。

また、消費者へ直接販売する場合についても、①いつ（譲渡日または販売日）、②何を（品名）、③どれだけ（数量）という3つの項目について台帳等に記録することをお奨めします。無人販売を行う場合は、販売場所に帳面を設置し、消費者に「購入日」や「購入数量」を記帳してもらう方法があります。譲渡または販売済みの商品がどれだけあるのか把握することができ、事故が起こった際には、掲示等により、消費者全般へ商品回収を呼びかけ、被害の拡大を防止することができます。

4.4 販売の記録(消費者に直接販売する場合)

【該当業種＝養鶏業(鶏卵)】



消費者に直接販売する場合の「販売の記録」は、販売した生産物(鶏卵)に問題があることが分かったときに、その生産物(鶏卵)をいつ、どれだけ販売したか把握するために重要です。

「販売の記録」には、①いつ(販売日)、②何を(品名)、③どれだけ(数量)という3つの項目がすべて記載されていることが必要です。

①、②の記録があれば、何か問題が発生した際に、消費者全般に回収を呼びかけられます。商品回収を呼びかけることで、健康被害の拡大を防止することができます。さらに、③の記録があれば、どの程度回収が必要なのかがわかります。

直売所や、スーパーの地場産品コーナー等に出品し消費者に販売する場合には、直売所等を「出荷先」と考え、「出荷の記録」に取り組みましょう。

また、みずから生乳の処理を行い、または生体のと畜等を委託し、それらを原料として、みずから加工・販売を行う場合は、「製造・加工業編」の4.3を参照しましょう。

消費者に販売する場合は、相手が不特定なので、だれに(販売先)販売したかの記録は、省略しても構いません。

(1) 記録様式の決定

既存の伝票やレシートの控え、台帳(販売台帳など)を集め、上記の3つの項目が記載されているか確認します。

(3つの項目がすべて記載されている場合)

既存の伝票やレシートの控え、台帳で、すべての品目について3つの項目が記載されている場合には、それが「販売の記録」の記録様式になります。

(3つの項目について、足りない項目がある場合) 足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、様式を改めます。

(伝票等の控えや台帳がない場合) 記録様式を作成する

伝票やレシートの控え、台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11(様式①-2)を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用いたしても構いません。

(2) 記録の保存方法の決定

「販売の記録」の保存方法を決めましょう。

伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりする方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」を参照してください。

5 ステップ2 ものの識別

本章では、畜産業に必要な素畜、飼料・医薬品、飼育動物、生産物（生乳や鶏卵）の「もの」の識別について解説します。

素畜、飼料・医薬品や生産物（生乳、鶏卵）を識別して、問題のある「もの」があった場合、見つけやすくしましょう。

「識別」とは、ロットや個体を特定できることです。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個体に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

①-1 素畜の識別



- 【内容】 ・農場で出生した、または導入した素畜（導入牛や採卵鶏も含む）のロット（識別単位）を定め、ロット番号を素畜自体や素畜が収容されている畜舎等に表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・素畜に問題があったとき、ロット番号を目印として、問題のある素畜を特定し、分別管理することができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

①-2 飼料・医薬品の識別



- 【内容】 ・入荷した飼料・医薬品のロット（識別単位）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・入荷した飼料・医薬品に問題があったとき、ロット番号を目印として、問題のある入荷品を探しやすくすることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

②-1 飼育動物の識別



- 【内容】 ・動物を飼育する単位（畜舎/農場等）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。
- 【効果】 ・問題が発生したとき、問題の影響がある飼育動物のロットを把握し、管理、処分等をしやすくすることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

②-2生産物（生乳、鶏卵）の識別

【内容】 ・生産物（生乳、鶏卵）の単位（収集日ごと等）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。

【効果】 ・問題が発生したとき、問題の影響がある生産物（生乳、鶏卵）のロットを把握し、処分等をしやすくすることができる。

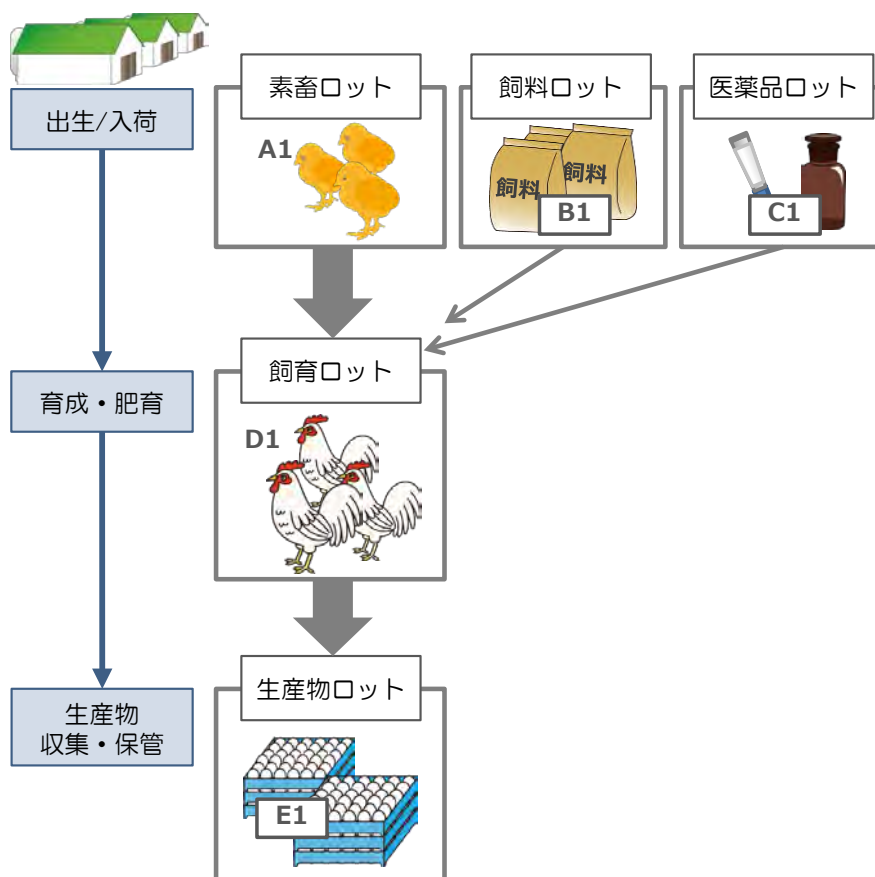
該当業種＝酪農業、養鶏業（鶏卵）



One Point!

【畜産における工程とロットについて】

下の図のように、畜産業者は、各工程でほぼ同じ条件下で取り扱う「もの」のまとまりを、それぞれ1つの「ロット」として扱えるよう、識別しましょう。このマニュアルでは、各ロットを「素畜ロット」、「飼料ロット」「医薬品ロット」、「飼育ロット」、「生産物ロット」と呼びます。



One Point!

【分別管理】

意図しないロットの混合が発生しないよう、ロットを分別して取り扱うこと（分別管理）が重要です。意図しないロットの混合が生じる可能性のある場所や工程では、分別管理の方法を定めましょう。

5.1 素畜の識別

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



みずからの農場で出生した、または家畜市場や農場から導入した素畜のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。素畜は、子牛や子豚だけでなく、酪農業においては育成牧場や家畜市場等から導入する初妊牛、養鶏業（鶏卵）においては、ふ卵場や育雛場から導入する採卵鶏も、ここでは素畜として解説します。

（１）素畜ロットの定義の決定

出生した、または導入した素畜を、どのような条件で1つの素畜ロットとするか、決めます。

みずからの農場で出生した素畜（子牛、子豚）については、出生元となる同じ母畜から同じ日に出生した、同じ品種の素畜を、1つの素畜ロットとするのが基本です。

同一期間に複数の母豚が分娩する場合は、同一期間に出生した、同じ品種の素畜を、1つの素畜ロットとすることも可能です。

牛の場合は、「牛トレーサビリティ法」にもとづき、1頭単位で識別します。以下では、「素畜ロット」を「素牛個体」と読み替えてください。

導入した素畜については、1つの導入元から同時に導入した、同じ品種の単位を、1つの素畜ロットとするのが基本です。

導入した素畜について、ロットを定義し、導入元がその単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで素畜ロットとします。

そうでない場合は、導入した段階でロットを定義します。

牛の場合は、1頭単位です。

導入元のロットを引き継げるのは、具体的には、導入元のロットが適切に定義され（異なる導入日のものを一緒にしていないなど）、素畜（または収容されている場所）にロット番号が表示され、かつ導入元から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている場合です。

（２）素畜ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

（みずからの農場で出生した素畜の例）

- ・ 同一出生日（または期間）・品種・出生元で1つの素畜ロットとする場合
出生日＋品種コード（または品種名）＋出生元の番号（または名前）

（導入した素畜の例）

- ・ 同一の品種・導入日・導入元で1つの素畜ロットとする場合
品種コード（または品種名）＋導入日＋導入元の事業者番号（または名称）

導入元でロットが定義され、ロット番号が割り当てられている場合には、そのロット番号を利用できます。

牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづく牛の個体識別番号や、つないでいる牛床番号、収容している牛房番号等を活用することができます。

(3) 素畜ロット番号の表示方法の決定

出生した、または導入した素畜に素畜ロット番号を表示する方法を決めます。

素畜自体に表示をする場合、耳標の装着や耳刻を入れる方法等が考えられます。

素畜自体に表示するのではなく、出生後に素畜が収容されている区画や畜舎に標識などで表示することや、導入時に素畜が納められたコンテナやカゴに掛けられた札などによる表示も可能です。その場合、コンテナやカゴが複数ある場合は、素畜ロット全体に一つの札を貼る方法でも構いません。

導入した素畜にロット番号（またはロットを識別するための情報）が表示されていない場合は、導入元の事業者や農場に、ロット番号の表示（またはロットを識別するための情報）を依頼しましょう。

牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて牛の両耳に耳標を装着します。



One Point!

導入した素畜をただちに畜舎へ移動する場合には、素畜にラベルなどを貼付せずに、飼育管理の記録等の記録様式に、対象となる素畜の素畜ロット番号を記録するという簡便法を用いることができます。

(4) 素畜ロット番号の記録様式の決定

素畜ロット番号を「出生の記録」や「入荷の記録」に記載します。

なお、「入荷の記録」に記載されている事項（たとえば品種名、導入日、導入元）を組み合わせることで素畜ロット番号になる場合は、それを「素畜ロット番号」として代用することができます。

牛の場合



- ・酪農業、肉用牛生産業では、「牛トレーサビリティ法」にもとづいて取り組まれている「出生の届出」や「異動の届出」の控えを活用することができます。また個体識別番号により家畜改良センターのデータベースを参照することでも構いません。

(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

基本 | 取組事例2：農場で出生した素畜（子豚）の識別

養豚業では、繁殖と肥育を1者で行う一貫経営が多く行われています。母豚は繁殖農場で交配・分娩が行われ、10頭前後の子豚を出産します。出生した素畜（子豚）は、多くの場合、離乳するまで母豚の元で飼育されます。

養豚業の生産農場Bは、同一出生日、同じ出生元（母豚）から生まれた子豚を、素畜ロットとして定義し、識別しています。識別するために、素畜ロットごとに識別記号を割り当て、耳刻として表示します。そして、分娩舎の区画には、母豚の識別記号、分娩日、素畜ロット番号（耳刻）などを記載した「母豚カード」を掲示して素畜を識別しています。

【出生元（母豚）の交配・分娩を管理する記録を、
「素畜ロットの記録」として利用している例】

養豚業における、母豚の交配・分娩の記録の「母豚カード」

母豚カード			
ロット番号（腹単位）	1554		
母豚のロット番号	1380	産次	3
分娩予定日	2015年8月20日	分娩日	2015年8月21日
総産子数	12	正常産子数	11
		死産	1
総生後体重	15.6 kg	里子頭数	1
備考	正死 1		
離乳日	2015年9月7日		
離乳頭数	10	離乳体重	5.8 kg
治療履歴			
備考			

基本 | 取組事例3：ふ卵場・育雛場から導入した素畜（ひな）の識別

養鶏業（食鳥）では、多くの場合、同一期間にふ化したひなをふ卵場・育雛場から導入し、オールイン・オールアウト方式で管理しています。

養鶏業（食鳥）の生産農場Cでは、同一日に同一農場に導入した素畜（ひな）を素畜ロットとして識別しています。素畜ロット番号には、導入した日付を利用できます。

なお、生産農場Cでは、1つの素畜ロットを複数の鶏舎に分け、それ以降一貫してこの単位で飼育します。そのため飼育するロットは鶏舎単位となります。

5.2 飼料・医薬品の識別

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼料・医薬品ロットとは、入荷した飼料や医薬品をひとまとめにして管理する単位（まとまり）のことをいいます。

入荷した飼料・医薬品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。飼料（サイレージや自家配合飼料）を自給している場合も同様です。

医薬品は、獣医師からの「動物用医薬品指示書」（以下、指示書）がなければ購入できない「要指示医薬品」とそれ以外の医薬品を対象としています。なお、医薬品の在庫を持たず、投与する飼育ロットが決まっており、指示書や飼育管理の記録によって医薬品を識別できる場合は、5.2の「医薬品の識別」ができていないことになるため、新たな取組みは不要です。

（1）飼料・医薬品ロットの定義の決定

飼料・医薬品を、どのような条件で1つのロットとするか、決めます。

1つの入荷先から同時に入荷した、同じ品種・種類の入荷品の単位を、1つの飼料・医薬品ロットとするのが基本です。

入荷した飼料・医薬品について、入荷先が、ロットを定義しその単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで飼料・医薬品ロットとします。

入荷先のロットを引き継げるのは、具体的には、入荷先のロットが適切に定義され（異なる入荷日のものを一緒にしていないなど）、入荷品にロット番号が表示され、かつ入荷先から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている場合を指します。

そうでない場合は、入荷した段階でロットを定義します。



One Point!

飼料・医薬品ロットの定義に当たっては、リスク管理への対応を考慮します。

食品安全のためのリスク管理をやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておくことが必要です。そのためなるべく「同一の条件」で生産・調製、製造されたものの範囲で、1つの飼料・医薬品ロットにします。

<飼料>

バルク車から入荷した飼料を、直接サイロやタンクに受け入れるとき、前に入荷した飼料が入っており、継ぎ足しになる場合があります。この場合も、1回に入荷した単位（継ぎ足した分）が飼料ロットです。（詳しくは、p26の取組事例を参照してください）

畜産業者自身が飼料用に栽培した牧草や穀物等についても、ロットを定めて保管します。たとえば、品目・品種名、栽培方法、収穫日が同一のものを条件に、飼料ロットとして定義します。



One Point!

牧草や穀物等の飼料作物を自家栽培する場合、栽培する単位を定めます（栽培ロット）。たとえば、同じ品目・品種、作付日（または期間）、栽培方法のものを1つの栽培ロットと決めます。同じ栽培ロットから、同時期に収穫・処理されたものが、1つの飼料ロットとなります。

栽培ロットごとに、圃場名・場所、使用した肥料や農薬の品名・使用日・使用量を記録するとよいでしょう。

（2）飼料・医薬品ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

（飼料・医薬品の例）

- ・同一の品名・入荷日・入荷先で1つの飼料・医薬品ロットとする場合
品名コード（または品名）＋入荷日＋入荷先

（畜産業者自身が栽培した飼料作物等の例）

- ・同一の品目・品種・栽培方法・収穫期間で1つの飼料ロットとする場合
品目・品種コード（または名称）＋栽培方法＋収穫期間

入荷先でロットが定義され、ロット番号が割り当てられている場合には、そのロット番号を利用できます。

（3）飼料・医薬品ロット番号の表示方法の決定

入荷した飼料・医薬品にロット番号を表示する方法を決めます。

（新しくロットを定義する場合）

個々の箱や容器に表示しなくても、飼料・医薬品ロット番号がひと目でわかるように飼料・医薬品ロットのまとめりや保管場所に札を貼る方法でも構いません。

（入荷先によるロットの定義を引き継ぐ場合）

入荷した飼料・医薬品にロット番号（またはロットを識別するための情報）が表示されていない場合は、入荷先の事業者に、ロット番号（またはロットを識別するための情報）の表示または伝達を依頼しましょう。

＜飼料＞

飼料が、トランスバッグ、紙袋やダンボール箱、ビニールのロールなど、ワンウェイの容器に収められている場合には、ラベルを貼る、マジックで表記する、といった方法がとれます。バルク車から入荷した飼料を、直接サイロやタンクに受け入れる場合には、どの入荷ロットを、どのサイロやタンクに入れたか、記録を残しましょう。

**One Point!**

入荷した飼料・医薬品をただちに利用する場合には、ラベルなどを貼付せずに、飼育管理の記録等の記録様式に、対象となる飼料・医薬品ロット番号を記録するという簡便法を用いることができます。

(4) 飼料・医薬品ロット番号の記録様式の決定

飼料・医薬品ロット番号を、飼料・医薬品の納品伝票など「入荷の記録」や飼料や医薬品の管理記録簿があれば、そこに記載します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p12,13（様式②-1,②-2）を参照してください。様式を紙で印刷してそのまま活用しても構いません。

なお、飼料・医薬品の「入荷の記録」や管理記録に記載されている事項（たとえば品名、入荷日、入荷先）の組み合わせが、入荷ロット番号として使える場合は、それを「飼料・医薬品ロット番号」として代用することができます。

(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

取組事例4：飼料タンクへ継ぎ足す場合の飼料の識別

【適用対象】 飼料タンクを使って、飼育動物へ給餌する畜産業者

＜課題＞

畜産業では、飼料会社からバルク単位で飼料を購入し、飼育期間中に飼料タンクへ飼料を継ぎ足しながら給餌する場合があります。その場合、飼料が入荷されるたびに、タンク内で飼料ロットが混合され、入荷した飼料ロットごとに識別して保管することができなくなります。

＜対応＞

養鶏業（食鳥）のD農場では、鶏舎ごとに飼料用タンクが備え付けられており、同じ鶏舎内の飼育ロットは同じ飼料が給餌されます。

季節や生育ステージに合わせて、飼料の種類や食べる量を調節しながら給餌しています。飼料タンク内の残量を勘案し、飼料会社へ飼料の種類、数量、納品日を伝え、注文します。その際、搬入してほしいタンク番号を併せて指示します。そうすると、飼料入荷時に飼料会社が持ってくる納品伝票に、入荷日、品名など入荷の記録の基本項目のほかに、どのタンクにどれだけ搬入したか、内訳が記載されます。

入荷した飼料ロット（継ぎ足した分）は飼料タンク内で混合されますが、入荷日と搬入された飼料の量、食鳥の生育ステージから飼料を食べる量を推計し、飼育ロットがどの飼料ロットをどの期間に食べたか、おおよそ対応づけることができます。

【入荷先からの「送り状」を、「飼料ロットの記録」として利用している例】

養鶏業（食鳥）における、飼料の入荷記録

出荷年月日 2015年 9月 15日							
配合飼料送り状							
出荷先	〇〇農場						
指図No.	伝票No.	生産者コード	出荷者・工場名	運送会社	車番		
*****	****	****	〇〇飼料 △△工場	〇〇運送	***		
品名	コード	容量	数量	品名	コード	容量	数量
〇〇〇〇〇	****	R	10.0	※納品チェック			
				<input checked="" type="checkbox"/> 農場名			
				<input checked="" type="checkbox"/> 銘柄名			
				1号タンク			3 t
				2号タンク			3 t
				3号タンク			4 t
備考						合計	10.0

5.3 飼育動物の識別

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



動物を飼育するロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに飼育し、記録が残るようにします。

（１）飼育ロットの定義

出生した、または導入した素畜を、どのような条件で、1つの飼育するロットにするか、決めます。

たとえば、同一品種・同一飼育方法であって、同じ農場等の飼育施設や区画（畜舎など）のなかで飼育する動物のまとまりを、1つのロットと決めます。

飼育管理の記録を作成している場合には、通常、その記録の単位が1つの飼育ロットとなります。

現在の飼育管理の記録における動物のまとめ方（ロットの定義）が、適切かどうかを検討し（下記の One Point を参照）、適切でない場合には、飼育ロットの定義を決め直しましょう。

牛の場合



・牛については、個体で識別されており、診療や治療は個体ごとに行われています。一方、給餌や清掃などの飼育管理は、複数の牛のまとまりに対して行うので、飼育ロット（群単位）も定めます。



One Point!

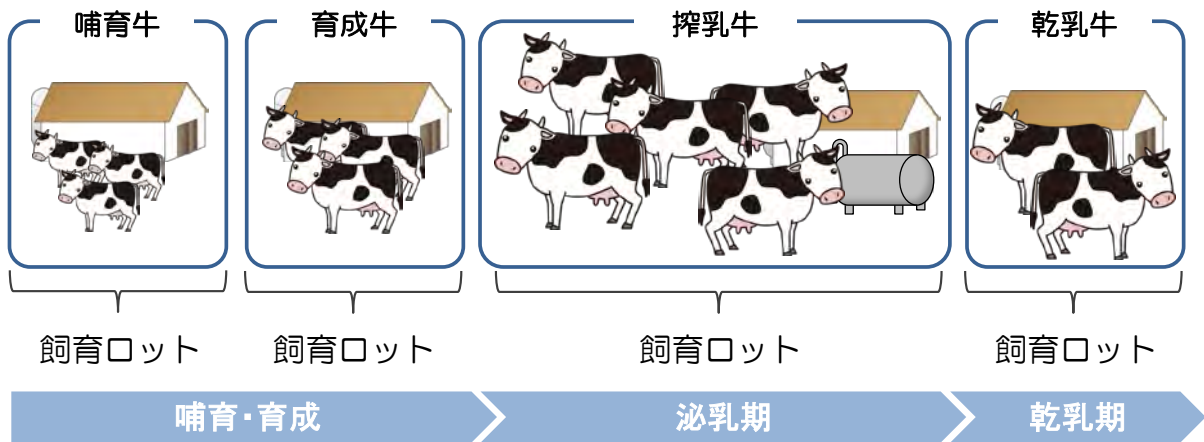
ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

- ① 食品安全のためのリスク管理をしやすいするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておく必要があります。そのため「同一の条件」で飼育する動物を、1つのロットとして扱います。
- ② 表示の内容と製品（畜産物）の対応関係を保証するためには、表示内容に対応したロットを形成する必要があります。

牛の場合
(酪農業)



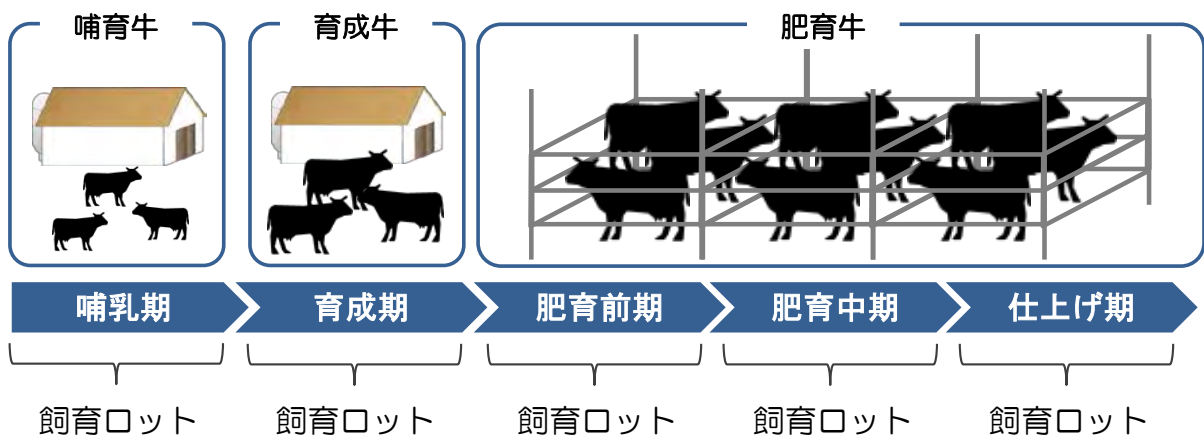
・酪農業の場合は、同じ農場内に育成牛、搾乳牛、乾乳牛、治療牛等、哺育・育成段階や搾乳サイクルなど同じ条件のまとまりで飼育されています。それぞれのまとまりを「飼育ロット(群単位/個体等)」とします。



牛の場合
(肉用牛生産業)



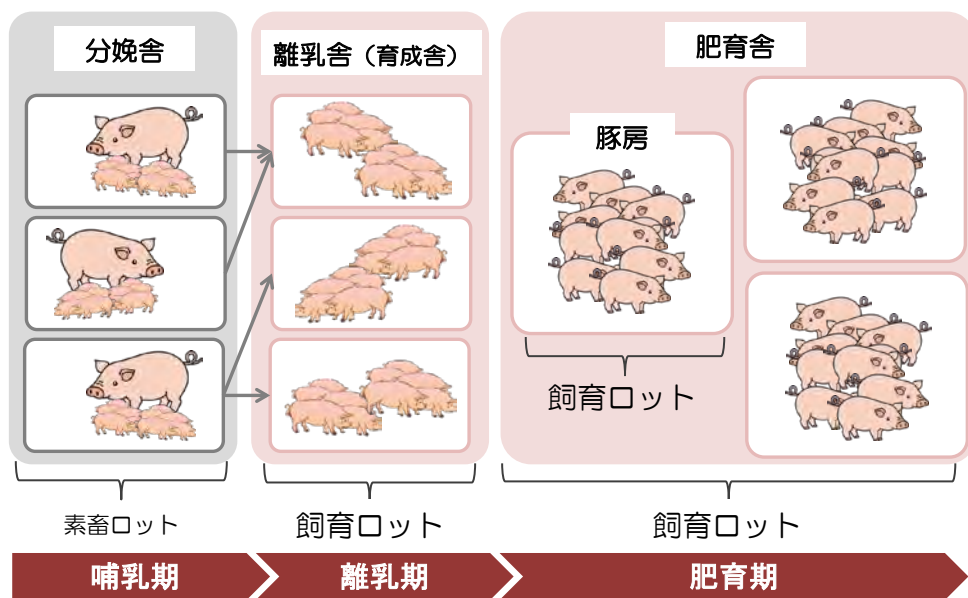
・肉用牛生産業においては、育成段階や肥育段階(前・中・後期)ごとに飼育方法や区画を分けている場合、それぞれの段階で飼育ロット(群単位/個体等)を設定します。



豚の場合



・養豚業においては、出生した子豚は離乳期まで母豚と一緒に飼育されることが多く、1 腹単位で素畜ロットが形成されます。離乳後、生育状態等に応じて、1 または複数の母豚から出生した子豚を共通の豚房や豚舎に導入して飼育します。その豚房や豚舎に入れた子豚の単位を「飼育ロット」とします。



鶏の場合



・養鶏業(食鳥・鶏卵)においては、鶏舎などを単位とするオールイン・オールアウト方式が一般的であり、導入から出荷まで同じグループのまま飼育されます。鶏舎単位や農場単位などのグループが「飼育ロット」となります。



（２）飼育ロット番号の割り当てルールの決定

1つの飼育ロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

- ・同一の品種・導入日・畜舎で1つの飼育ロットとする場合
品種コード（または品種）＋導入日＋畜舎名・番号

※ロット番号は、数字と記号であらわすのが基本ですが、品種名、導入日、畜舎名などの文字を使うこともできます。

飼育ロットをそのまま出荷する場合には、事業者自身を特定できる番号を加えることにより、固有のロット番号になります。

（３）飼育ロット番号の表示方法の決定

飼育している動物への飼育ロット番号の表示方法を決めます。

飼育ロット番号は、動物が収容されている区画や畜舎に表示をする方法があります。農場や畜舎単位でロットを組む場合など、表示をしなくても分かる場合は、あえて飼育ロット番号を表示しなくても構いません。

飼育ロットを出荷する際にも、ロット番号を表示します。1つの運搬車に1つの飼育ロットだけを載せ、処理場に出荷する場合には、伝票に飼育ロット番号を表記すれば、動物そのものにロット番号を表示しなくても構いません。



One Point!

【治療中の動物等の分別管理】

治療中で出荷できない飼育動物や、酪農業において乾乳牛や搾乳した生乳を出荷できない治療牛については、他の飼育ロットと識別できるよう、動物自体に表示する（体にスプレーで印を入れる、レッグバンドを装着する等）、畜舎を区切る、別の畜舎に分けるなど、分別管理を行うことが重要です。分別管理とあわせて、治療中の動物について、飼育管理の記録などを利用し、どの動物が治療中か、または治療、乾乳中の動物がどこに飼育されているか記録を行うことで、出荷できない動物や生乳を、誤って出荷することの防止につながります。

(4) 飼育ロット番号の記録様式の決定

飼育ロット番号の記録様式を決めます。

すでに飼育管理の記録様式がある場合には、農場や畜舎名（または番号）・品種名・導入日・飼育方法の記入欄があるかを確認するとともに、飼育ロット番号を記録できるようにします。

なお、飼育管理の記録に記載されている事項（たとえば、農場や畜舎名、品種名、導入日等）を組み合わせることで飼育ロット番号になる場合は、それを「飼育ロット番号」として活用することが可能です。

もし農場や畜舎名・品種名等の記入欄がない場合は、記録様式を改善します。

例：養鶏業（食鳥）における、肉用鶏の飼育管理記録

ロットNo.	A0824-1										農場名	〇〇〇														
飼育管理日誌																										
畜舎No.	1号	導入日	2015年8月24日								品種	*****	導入数量	****												
飼育動物の記録																										
日令	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)))			50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
月日	8/24	25	26	27	28	29	30	31	9/1	2	3)))			12	13	14	15	16							
飼料(t)										5																
体重	150g																									
減数	斃死				1	5	3	2	2	1																
	淘汰				5	5	7	1	2	2																
	合計				6	10	10	3	4	3																
投薬	①***									○																
	②***									○																
メモ																										
医薬品名	①											飼料	①													
	②												②													

(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

基本 | 取組事例5：鶏舎・品種で識別

養鶏業（鶏卵）では、多くの場合、同一期間にふ化し、育雛した採卵鶏を育雛場から導入します。養鶏業（鶏卵）も食鳥と同様に、オールイン・オールアウト方式で管理をされている場合がほとんどで、導入した素畜ロット（採卵鶏）は同じ鶏舎や区画に入られます。

採卵鶏の飼育農場 E では、同じ鶏舎内に異なる品種の採卵鶏を導入しています。鶏舎の構造はケージが列になって複数並んでおり、列ごとに1階、2階と階層が分かれています。導入した素畜ロット（採卵鶏）はそのまま飼育ロットとなり、鶏舎番号、品種（鶏種）で識別されています。

基本 | 取組事例6：牛房ごとの飼育牛の識別と表示

肉用牛生産業では、牛トレーサビリティ法により牛を個体管理しています。

肉用牛の肥育農場 F では、肥育素牛の導入後、4頭ずつ牛房（マス）に入れ、基本的に出荷までは同じ4頭の肥育牛が同じ牛房で肥育されます。牛房ごとに濃厚飼料の給餌口があり、牛房の識別記号が表示されています。さらに、牛房に入っている肥育牛1頭ごとについて、導入日、個体識別番号、雌雄の別、出生年月日、導入元や両親の名前などを記載したラベルをマグネットで貼りつけて表示しています。耳標だけではなく、牛房ごとに誰でも見えるところに表示して肥育牛を管理しています。また体調がよくないときや治療を行っているときは、当該肥育牛のラベルに印を入れるなど飼育管理にも活用しています。

5.4 生産物(生乳、鶏卵)の識別

【該当業種＝酪農業、養鶏業（鶏卵）】



飼育動物が産出した生産物（生乳、鶏卵）のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

（１）生産物ロットの定義の決定

飼育動物が産出した生産物（生乳、鶏卵）を、どのような条件で、1つのロットにするか、決めます。

同一の飼育ロットからの生産物（生乳、鶏卵）であって、収集日が同一のものを1つのロットとするのが基本です。

飼育ロットにかかわらず、同一の品種であって、収集日が同一のものを1つのロットとすることもできます。搾乳や採卵を行うタイミングによって、同一ではなく複数日の生産物を収集する場合も、それを1つのロットとすることができます。



One Point!

ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

- ①食品安全のためのリスク管理をやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておく必要があります。そのため「同一の条件」で飼育されたものの範囲で、1つのロットにまとめます。
- ②表示の内容と製品（畜産物）の対応関係を保証するためには、表示内容に対応したロットを形成する必要があります。

（２）生産物ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

ロット番号の割り当て方として、以下のような方法があります。

方法1：同一の飼育ロット・収集日（搾乳日や採卵日）で一つのロットとする場合
事業者番号+飼育ロット番号+収集日

※飼育ロット番号は事業者名、品種名、導入日等の飼育ロットを特定する事項の組み合わせでも代用できます。

生産物ロットをそのまま出荷する場合には、収集日に畜産業者自身を特定できる番号を加えることにより、固有のロット番号になります。

※ロット番号は、数字と記号であらわすのが基本ですが、事業者名、品種名などの文字を使うこともできます。

牛の場合
(酪農業)

・酪農業において、事業者にとって生乳を生産する飼育ロットが 1 つしかない場合は、収集日をロット番号にすることができます。

(3) 生産物ロット番号の表示方法の決定

生産物（生乳、鶏卵）への生産物ロット番号の表示方法を決めます。

例) 生乳：集乳車が直接集荷するので、バルククーラーのタンク等に番号を表示する必要はありません。ただしバルククーラーが複数あり、品種やブランド別に生産物ロットを分別管理する必要がある場合には、タンクに番号をつけることで、集乳担当者にロット番号がわかるようにします。

例) 鶏卵：ラックやコンテナ、ダンボール等に収めて出荷する場合には、ラック等に札を付けてロット番号を表示します。

(4) 生産物ロット番号の記録様式の決定

生産物ロット番号の記録様式を決めます。

飼育ロットごとに作成する飼育管理の記録、または生産物ロットごとに作成する作業記録に、収集日(搾乳日や採卵日)や生産物ロット番号を記載できるようにします。既存の記録様式がない場合は、様式を作成します。

例：養鶏業（鶏卵）における、鶏卵の生産管理記録

鶏舎No.		正常卵数	二卵数	小玉数	破卵数	軟卵数	総産卵数	備考
1	白	9,160	53	0	137	10	8,960	
	赤	7,805	43	0	215	8	7,539	
2	白	10,230	87	2	246	5	9,890	
	赤	8,757	52	0	321	3	8,381	
3	白	11,586	65	0	175	13	11,333	
	赤	9,246	40	1	198	6	9,001	
白計		30,976	205	2	558	28	30,183	
赤計		25,808	135	1	734	17	24,921	
合計		56,784	340	3	1,292	45	55,104	

※生産物ロット番号

(事業者名+飼育ロット番号(鶏舎番号)+品種+収集日の組み合わせを生産物ロット番号として利用)

なお、記録簿に記録されている事項（たとえば、飼育管理の記録の飼育ロット番号や、作業記録の収集日）が生かせれば、それを生産物ロット番号として代用することができます。

収集した生産物ロット全体を1か所に出荷する場合には、「出荷の記録」（4.3）が「生産物ロットの記録」と同じになります。出荷日など生産物ロットを特定できる情報も記載されているので、「出荷の記録」を生産物ロットの記録様式とすることができます。

（5）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

基本 | 取組事例7：採卵した鶏卵の識別

採卵鶏の飼育農場Gでは、採卵する際、鶏舎ごと、品種ごとに集卵用のベルトコンベアで鶏卵を集めます。その後、複数の鶏舎から収集した鶏卵は品種ごとにエッグトレイへ入れ、ラックに積み込みます。

ラックには、ホワイトボードが備え付けられており、「農場名」「鶏舎番号（複数）」「品種」や「ブランド名」を記入し、識別しています。

6 ステップ3 識別したものの対応づけ

ステップ3では、下記の対応関係を記録します。

- ①-1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）
- ①-2 飼料・医薬品ロットと入荷先
- ②-1 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと飼育ロット
- ②-2 飼育ロットと生産物ロット
- ③ ロットと出荷先

これにより、回収や原因究明の対象を絞り込めるようにしましょう。

「識別」とは、ロットや個体を特定できることです。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個体に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

「対応づけ」とは、「ものどもの」や「ものと事業者」などの対応関係をわかるようにすることです。具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすることです。「紐づけ」「リンク」と呼ばれることもあります。

事業所が複数ある場合、入荷した場所と出荷した場所が違う場合は、事業所間の移動も含めて、事業者全体として入荷した単位と出荷した単位の対応がわかるようにします。

①-1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ



- 【内容】 素畜ロットとその出元（出生の記録や素畜の入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。
- 【効果】 ・素畜ロットに、出元に由来する問題が疑われる場合、原因を調査しやすくなる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

①-2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ



- 【内容】 飼料・医薬品ロットと入荷先（入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。
- 【効果】 ・入荷品に由来する問題が生じたとき、その入荷ロットに絞って入荷先に原因究明を依頼できる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

②-1 素畜ロットや飼料・医薬品ロットと 飼育ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ1）



【内容】 飼育ロットを、どの素畜ロットで構成し、どの飼料や医薬品を与えたか、対応関係がわかるよう記録する。

②-2 飼育ロットと生産物ロットの対応づけ （内部トレーサビリティ2）



【内容】 飼育ロットと生産物ロットとの対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- ・飼育動物、飼料・医薬品に由来する問題が生じたとき、その飼育動物や飼料・医薬品を使った畜産物のロットを特定でき、それだけを撤去・回収できる。問題のない畜産物の回収を行わずに済む。
- ・出荷した畜産物に問題があることがわかったとき、その畜産物のロット番号を手がかりに飼育管理の記録等を調べることができ、問題の発生箇所の特定や原因究明がしやすくなる。
- ・消費者を含む関係者に、飼育動物や生産物の正確な情報を提供できる。

該当業種＝②-1 は、すべての業種（畜産業）
②-2は、酪農業、養鶏業（鶏卵）

③ロットと出荷先の対応づけ



【内容】 ロットと出荷先（出荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】

- ・回収が必要な場合、問題のあるロットの出荷先に絞って依頼できる。
- ・出荷先から、納品日しかわからない出荷物について問い合わせがあったとき、記録されたロット番号を手がかりにすぐに飼育管理の記録や生産物ロットに関する記録などを調べることができる。

該当業種＝すべての業種（畜産業）

6.1 素畜ロットとその出元（出生元または導入元）の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



素畜ロットとその出元（出生元（母牛や母豚）または導入元）の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

（１）記録様式の作成・決定

ステップ1の「出生の記録」（p10）には、すでに出生元が記録されているので、それによって素畜ロットの出生元が特定できます。

ステップ1の「入荷の記録」（p12）には、素畜の導入元が記録されているので、それによって、素畜ロットの導入元が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

（２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.2 飼料・医薬品ロットと入荷先の対応づけ

【該当業種＝すべての業種（畜産業）】



飼料・医薬品ロットと入荷先の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。

（１）記録様式の作成・決定

ステップ2の飼料・医薬品ロットの「入荷の記録」や「管理記録」（p25）には、すでに入荷先が記録されているので、それによって入荷ロットの入荷先が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

（２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。